

第5回 山形県景観形成審議会議事録

- 1 日 時 令和7年2月5日(水) 14時00分から15時50分
 - 2 場 所 自治会館401会議室
 - 3 出席委員 山畑委員、真田委員、高澤委員、本間委員、水戸部委員、
山科委員、吉野委員、熊坂委員、小嶋委員、町田委員 (計10名)
 - 4 議事録署名委員 水戸部委員、小嶋委員
 - 5 議 事
- (1) 会長等の選任
- (2) 報告事項

- ① 山形県屋外広告物条例の規制の概況について
- ② 山形県景観条例の規制の概況について
- ③ やまがたの誇れる景観魅力発信事業について

資料-1

資料-2

資料-3

議 事

(事務局)

この度は第3期委員改選後最初の審議会となりまして、会長の選出を行う必要がございます。山形県景観形成審議会条例第4条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選により決定することになっております。

委員の皆様はこの場にてお諮りいたします。会長の選出についてご発言がおありの方はお願いしたいと思います。

(本間委員)

はい。景観審議会の審査部会長を務めていただいていた山畑委員はいかがでしょうか。

(事務局)

ただいま本間委員より山畑委員に会長をお願いしたいというご発言がありましたが、皆様ご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

[異議なし]

(事務局)

皆様より異議なしのお声をいただきましたので山畑委員、会長としてお引き受けくださることよろしかったでしょうか？

(山畑委員)

お引き受けいたします。

（事務局）

ありがとうございます。それでは山畑委員が会長に選出されましたので、ここからは山畑会長より議事の進行をお願いしたいと存じます。山畑会長におかれましては議長席の方へ移動いただいて、ご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

（山畑会長）

ただいま皆様からの互選で会長へ選出いただきました山畑です。景観と屋外広告物行政ですけれども様々な事があると思います。皆様のご協力を得て進めていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事を私から進行させていただきたいと思います。まず山形県景観形成審議会条例の規定によりまして、会長の指名によりお願いする職がございます。私から指名させていただきます。まず会長職務代理者ですけれども、高澤委員を指名したいと思います。

次に景観審査部会の委員ですけれども、真田委員、高澤委員、本間委員、山科委員、熊坂委員の5名を指名いたします。

続きましてこの審査部会長ですけれども、高澤委員を指名したいと思います。皆様、ご異議ありますでしょうか。

（各委員）

[異議なし]

（山畑会長）

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして、景観審査部会の部会長の職務代理者ですけれども、これは審査部会長の指名によることとなっておりますので、高澤審査部会長よりご指名をお願いいたします。

（高澤委員）

それでは私より景観審査部会職務代理者は真田委員をお願いしたいと思います。

（真田委員）

[了承]

（山畑会長）

はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。これで山形県の景観形成審議会の体制が整いました。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして本日の議事録署名員2名を指名いたします。水戸部委員と小嶋委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(水戸部委員)(小嶋委員)

[了承]

(山畑会長)

それではこれから報告事項に入ります。三つございますけれども、一つ目の山形県屋外広告物条例の規制の概況について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

～山形県屋外広告物条例の規制の概況について資料－１を説明～

(山畑議長)

はい。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(町田委員)

意見一つと質問一つになります。まず意見の方からです。今ご説明いただいた郵便ポストについてです。課題としてご提起いただいているとおり、QRコード等々が想像もできないような時代に策定された条例ということになるのかなと思います。それについて規制を適用するには少し無理があるのかなとのことで、現在の条例規制に照らし合わせれば、表示不可ということになるわけですけど、特にQRコードの事例中①(観光客への情報提供)と②(災害時避難経路の情報提供)については、本来の条例の趣旨として禁止と扱う事例だとは思いませんので、条例を改正する必要性があるのかなと今御説明いただいたところで感じたところです。

それから、質問であります。条例の違反の件数の関係を伺います。累計での件数では結構多いというような印象を受けたところですが、その違反の是正の対策の現状と実績のところを教えてくださいと思います。特に、既存不適格の是正指示については、当然相手によって聞き分けの良い相手ばかりではないでしょうし、現場の方では大きな困難を伴う作業だろうと推察するところです。広告主に対する改修などの是正指導について、どのような実態でどのような反応があるかというところや、行政処分などを通じて、いわゆる罰則の適用事例など、差し支えない範囲で教えていただけると、現場のご苦勞を共有する意味でもお聞かせいただければと思います。

(山畑議長)

はい。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。まず、違反広告物に対する対応ということになりますが、各総合支庁と酒田市で県条例に伴って事務を行っているわけですが、その初動としては、違反広告物を発見した時点で、その所有者に第一段階として指導を行います。そこで改善できればいいのですけれども、なかなか改善に至らないという場合は、文書によるお願いに切り替えたり、また長期的な話になりますけれども、何回も訪問して粘り強

く対応しているというのが現状でございます。

既存不適格につきましては、先ほど申し上げた通り、なかなか理解が得づらいということで、この既存不適格物件についてが特に、長期的に対応しているという案件になっております。行政処分ということも今お話ありましたけれども、本件について行政処分までに至った案件は過去にはありません。

直近で北海道東北ブロックの担当者会議というものがございまして、そういったものに対して行政処分での対応でいかがか、ということの意見交換があったのですが、各県共にそこまではなかなか踏み込めていないというような回答がございました。

ただ、直近で各総合支庁と酒田市の担当者会議というのを行いまして、その中でオーナーによってはもう開き直っている、違反していることについて何度指導しても、どうせ行政処分しないのだから直さなくていいのだという考えで、開き直っているパターンもあるということを伺っておりました。

その総合支庁の担当からは、こういった案件の行政処分について、県庁に相談したいという案件も今後出てきそうなので、個別に対応していきたいとは思っております。

（山畑議長）

はい、ありがとうございました。

県の条例と、独自条例を持っている市町村、いわゆる県の条例規制が及ばない自治体があると思いますのでそこは区別しなければいけないかと思います。

（事務局）

県内ですと山形市がそれに該当します。他に「広告景観モデル地区」という考え方がございまして、県条例の中で定めているのですけれども、その地区に指定されたものに関してはその地域独特の規制を課しているという現状もあります。

（山畑議長）

そうですね、はい。

他にご意見、ご質問ございますか。どうぞ。

（真田委員）

郵便ポストの件ですけれども、これを禁止物件から外した場合ですね、それでも特別規制地域だと掲示できないということですよ。禁止物件でなくても特別規制地域だとういうQRコードはつけられないと思いますがそうですね。

（事務局）

そうですね。今の条例上そうなります。

（真田委員）

なので、郵便ポストを禁止物件から外したときに、掲示したいと言われていることができるのかどうかというのが少し気になりました。そのあたりの区域等を具体的に整理していただけると検討しやすいのかなというふうに思います。

（事務局）

ありがとうございます。

(山畑議長)

山形市では電線地中化に伴う路上の変電盤に、地区を限定して広告を掲示したいということを、先日の市の審議会にて意見聴取がありました。県としてそういった案件の場合は、この審議会でも具体例を挙げて慎重にご意見をいただいて進めていくことが必要かとは思っています。

以上でよろしいでしょうか

それでは次の報告事項の二つ目、山形県景観条例の規制の概況について事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

～「山形県景観条例の規制の概況について」資料－2を説明～

(山畑議長)

それではただいまの報告に対してご意見ご質問いかがでしょうか？はい。

(熊坂委員)

お聞きしたいのですが、こういう再生可能エネルギー施設を設置する上では、必ず行政に確認が必要という形になるのでしょうか？

(事務局)

規模によって確認が必要ということになります。先ほど資料で説明させていただいた、新しく令和4年度から始まった環境部局所管の条例に関しては、規模が決まっております。発電対象施設の規模としましては、太陽光発電 500kW 以上とか風力発電 500kW 以上、水力発電 200kW 以上、地熱 300kW 以上、バイオマス発電施設 300kW 以上ということで決まっています、それを超えるものがこの認定手続きの対象となります。

(熊坂委員)

ありがとうございます。米沢では太陽光発電施設がいっぱいあるもので、最近気になっているのが直江石堤のすぐ横に太陽光発電のパネルが並んでいて、県外からお客様を呼んで説明をしたときに、一番最初に言われるのがせっかくの景観を壊しているということを言われます。そういう計画について審査がされたうえで建てられるようになるとまた違うところだと思います。

(山畑議長)

太陽光発電施設については、福島の場合は全国的に話題になっています。難しいところもありますが景観の観点からしっかりと確認していかなければならないと思っています。

他にございますか。はい。

(水戸部委員)

お聞きしたいのですが、うちの大江町でも少し困っているところがあるので。再生可能エネルギー施設について、鶴岡市さんが景観計画の改定で事業者に求めるものを明文化し

た、景観について曖昧だったので明文化されたと書かれているのですが、実際私も、文化財関連の業務で、景観と事業の開発調整をしているときに、景観に配慮するとか周辺に調和するといった表現について「どこをどうしたらいいですか」とすごく聞かれます。「どこをどうしたらいいか」って非常にこちらも回答するのが大変なんですね。場所場所によって配慮の仕方が非常に違うし、作ろうとしてるものによってやることも違う、影響なども違えばどのように配慮してもらうかも違うから、一律に書くことってすごく難しいと思います。例えば直江石堤のすぐ隣に作るものと街中に作るものと、何もない山の中に作るものとは、全然配慮の仕方って違うと思うんですね。そういうものを明文化するってすごく大変な作業なのかなと思います。

うちの町も文化財部局の方で、文化的景観保存活用計画というものを改訂しなければならないという話があります。その改訂をするときに、もう少しわかりやすくしてくださいという指示があって、どうやってまとめようというので苦労しているところはすごくあります。そういった明文化のやり方、おそらく、うちの調整でもこういう配慮をしてほしいという配慮事項や、説明資料で書かれてる「住民説明会等の開催を義務づけた」とありますが、おそらく、やり取りをすごい回数するのですよね。例えば土木の調整とかですと、まず設計の構成を決めるときに調整して、形を決めるときに調整して、製品決めるときに調整してというように、かなりの回数の回を重ねないとなかなか景観の調整って大変だと思うのです。その中で住民説明会を開催するみたいな、配慮をするためのフローというか、運用の仕方・ルールというものを、町でも決めておかないとねとなっています。それでも、大きい事業を国がするときと民間の小さい開発では全然対応が違うという点で一律には運用フローをなかなか作れないというすごく難しい問題があって、うちの町でも悩んでおります。

ということで、明文化とか規制の形と運用の仕方の話って、どこの自治体でもすごく困っている、苦慮するところ、特に大きい開発が入ると非常に苦慮するところだと思うので、ぜひ明文化のやり方とか運用のやり方というのを、こういう課題があって、こういう形でやりました、こうやって決めましたという事例を県内に広げていただけるとすごくありがたいと思いました。また、いい事例がお持ちでしたら、うちの町にもご紹介いただければと思います。以上です。

（山畑議長）

いかがでしょうか事務局、何かございますか。

（事務局）

はい。つい2週間ぐらい前に「景観行政セミナー」という会を国土交通省が取りまとめ役となって秋田県と山形県の共催で開催しました。その中で最新の景観行政団体に移行した自治体で定めた景観計画の策定のフローですとか、そういったものの進め方ですとか、合意形成の取り方などを事例として発表していただいたという経過があります。その中で、秋田県の市町村の方では再生可能エネルギーに関する事項に関しては、住民アンケートをとった上で、それを内容に盛り込んだというようにおっしゃっていました。

こういった景観計画の改定や策定に関しまして、県では年に1回「景観行政セミナー」を通して、最新の事例を各市町村に情報提供しているところです。これから景観計画を作

りたいという自治体に対しては、「景観アドバイザー」を派遣して、どういったプロセスで進めていくのかということですか、その合意形成の取り方、住民に対する意識醸成をどのように進めていくかというようなことを、景観アドバイザーが専門的な知識、知見をもってアドバイスするというようなことをしております。そういった機会をぜひ活用していただくというのも一つの方策と考えておりますので、ぜひ活用をご検討いただければと思います。

(山畑議長)

なかなか難しい問題ですけれども、真田委員何かございますか。他の事例とかありますか。

(真田委員)

はい、そうですね。一律に決められないものについては、審議会で審議するということになるのかなと基本的には思います。他には、自治体とか国の関東地方整備局とかもそうですけれども、重点的に考えないといけない事業に関しては、そこに景観アドバイザーをつけて一緒にデザインを考えていくとか、解決方法を一緒に考えていくようなシステムを作るというようなことが考えられると思います。

やはり、手順を示すだけではなかなか難しく、そういう手続き的なところだけでは難しいので、1個1個の事業について検討できるような仕組みを作っておくということが重要かと思いました。

(山畑議長)

他にご意見ご質問ございますか。はい、吉野委員どうぞ。

(吉野委員)

ありがとうございます。そうですね「ルール決め」のところで、今の条例の規制対象の数字だけでの線の引き方だと、どうしても、感覚的なところを取りこぼしてしまいそうだなというのは、聞いていて思っていたところです。

以前に国土交通省の方で、景観等の勉強会に参加したときに、例えば、大阪の水上都市計画とかを考える際には、美術関係の舞台の照明の専門家の方が、都市の照明の明るさのレベルを一緒に考えたりとか、その光とか色が人にどう影響するかみたいなどの技術的な専門家として一緒に都市計画の作業をしていて、とてもうらやましいと思いました。

建物の高さとかの数字とか規模だけでは計れない、人に与える影響みたいなところは、専門の方が入ってやらないと一律には言えないところではあると思うので、専門家の派遣という言葉が出てましたけど、そういった体制がついてこないと難しいかなと思ったところでした。

山形県も街づくりを考えるときに、大阪の例のように舞台美術の方とか、一緒に入ってくれるといいなと思ったところなので、そんなことが、やりやすい体制・制度ができるいいと思いました。以上です。

(山畑議長)

はい、ありがとうございました。そうですね。数値とか文書に表せない部分というのは出てきますので、個別に調整・検討する必要があるのかなと思います。

他よろしいでしょうか？ それでは三つ目の報告になります。やまがたの誇れる景観魅力発信事業についてお願いいたします。

(事務局)

～「やまがたの誇れる景観魅力発信事業について」資料－3を説明～

(山畑議長)

はい。かなり精力的に景観に関する活動を進めている様子が伺えますけども、ご意見ご質問ございますでしょうか？

(山科委員)

やまがた景観物語のこのパンフレット、素敵だなと思って見ていたのですが、全部これ日本式のローマ字で書いてあると思ひまして、庄内の表記が「SYO」となっています。庄内は普通「SHO」と私達の会社では記載するのですが、わざとこういう表記にしているのか、もしくは今後やはり海外の方にも景観をプロモーションするという話もあったと思うので、ここは「SHO」表記の方が良いのではないかと思います。

(山畑議長)

はい。いかがでしょう。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。英語の表記については記載を統一して他のものと合わせまして修正いたします。ちょうど今、外国語版ガイドブックを作っているところでおりまして、山科さんにもご協力いただいでいて特集ページを作っているところなので、そちらとも整合をとりながら作成していきたいと思ひます。また、このパンフレットに関しては、だいぶ好評でして、他の課からも提供してほしいということで、間もなく配布し終えるところですので、新しく作り直したときに修正したいと思ひます。ありがとうございます。

(山畑議長)

はい、ありがとうございました。他にございますか。

(真田委員)

はい、質問になります。景観物語のパンフレットの説明書きにある、現地標識でQRコードを読み取ることで表示される「現地でのみ読み取り可能という情報」が具体的にどういふものなのかなというのが気になりました。この縦長のパンフレットからのQRコードから見られる情報を読むと現地で見られる景観の情報が主なので、風景の説明よりは、その背景の方がむしろ重要というか、その場所をより深く理解できるような情報がいいのか

など思うのですけれども、どのような感じの情報が載っているのか教えていただきたいと思います。

（事務局）

はい。ビューポイントは現在 100 ヶ所を選定しておりまして年次を重ねながら箇所数を増やしてまいったわけですが、この 100 ヶ所を選定する経過といたしまして、ただ眺めがいいという場所のみならず、景観にまつわる背景や成り立ち、歴史に深みがあること、という要素を選定の基準にしてこれまで選定させていただいております。そのため、ご質問された現地標識から QR コードをかざして読み取れる説明文中には、選定において審査されたその景観にまつわる歴史や背景、景観の成り立ち、そういった諸々のものを含めてスマホ上で読めるようになっております。

（真田委員）

はい、わかりました。いつか見てみたいと思います。

（高澤委員）

私は質問ではなくてコメントになりますけれども、非常にこういった情報発信を積極的にされていて素晴らしいなと思いながらお話を伺っていました。この間、米沢の小学校で景観の出前授業に行ったときに、市役所の方がこのパンフレットを配った際に、小学生が 3 年生だったのですが、パンフレットを興味津々で見えて「ここ行ったことある」とか「ここ知ってる」とか言ってすごく盛り上がっていたので、楽しめるパンフレットになっているというふうに思っています

今日の情報発信の取り組みのお話を伺っていて思ったのは、今は主に市民の方向けの取り組みがメインなわけですが、事業者向けの何か取り組みというのも考えられないのかなということをコメントとして言いたいと思っています。

先ほどの直江石堤の話ですとか、米沢市内でも至る所にドラッグストアができて景観を害しているのではないかなということが言われている状況があります。事業者がやはりきちんと良心をもてというところすごく他責的ですが、そうなると仕組みとか研修というのも一方では重要ではないかなというふうに思っています

昨年度、米沢市内の 30 代から 40 代の住宅を購入する世代に意識調査を行いました。住宅の景観に関して、住宅の外観に関してどうやって決めるのかという項目を立てましたところ、一番多かったのが「事業者に任せる」という回答だったんですね。あまりこだわりを持っている方はいないと。そうすると事業者さんの意向によってだいぶ決まっているのと、さらに、事業者の方にお話を伺っていたら、今すごく物価高で非常に建設費が高騰しているので、みんなどんどん外観にかけるお金を減らしている。そういう中で、いかに景観を保っていくとか、あるいはそういった太陽光発電のようなものもそうですけれども、事業者の良心に訴えることをするというのが重要ではないかなというふうに思いました。もしよかったらご検討いただきたくコメントいたしました。

（山畑議長）

はい、重要なことだと思いますけれども、その点に関しまして例えば、今回説明された活動プラス、事業者向けの啓蒙ということに関して、今後、もし今なければ検討いただければと思います。事務局、何かコメントありますでしょうか。

（事務局）

ただいま、高澤委員からいただいた意見で、確かに事業者向けの取り組みについては、特段の取り組みはやっていないという状況にあると思いますところ。確かに街を構成する建築であり工作物であり、それらを手がけているのは事業者さんであり、そこに対する何か周知とか啓蒙とかは、重要な観点かと意識したところです。今後どういったことがやれるか含めて、いただいた意見を踏まえて検討していけたらと思います。

（山畑議長）

「広告景観コンテスト」は広告物に関してのデザインとか、オーナーさんに対してとか、いろいろ啓蒙するシステムにはなっていますけど。幅広く検討できればと思います。

他にございますか。はい事務局。

（事務局）

あと、高澤委員への回答としては外れてしまうのですが、今年度企業版ふるさと納税をいただいております事業者である㈱伊藤園様に関しての取り組みの報告です。

景観の保全活動、担い手の育成という部分では、景観を保全している団体の方々も、過疎地域におきましては高齢化しておりまして、体力的な部分ですとか担い手がどんどん少なくなっているという状況があります。今回、玉簾の滝という大雨災害で被災したところですが、地域と共同で復興保全活動という形で景観保全活動を一緒に行いました。その状況について様々なところで幅広く情報発信したところです。

伊藤園様におきましても、酒田の営業所の方々が多くいらっしゃるし、これから保全活動の機会があれば参加したいというふうなお声もいただいております。地域の方々だけではなくて、その地域に事業所を持っているような企業さんも協力して、景観保全に繋がっていけば良いなというふうに考えたところでした。以上です。

（山畑議長）

はい、ありがとうございました。はいどうぞ。

（小嶋委員）

さきほど高澤先生がおっしゃったドラッグストアのことなのですが、話題が増えるようで恐縮ですが、米沢の場合 28 件ほどがありまして、コンビニよりも多いんですね。例えば旧大沼さんの跡地とか、あるいはちょっと大きい食品メーカーさんの土地で、上杉御所の前の大事な場所だったりするのが、空き地となるとなぜかそこにすぐドラッグストアが入ってこられて一市民としては何ともしようがないのですが、米沢の城下町の町並みがどんどん壊れていって、なんとかならないのだろうかというふうな思いがあります。

市民の方もやはり皆さん多すぎると言っています。米沢の街として大事な場所はやはり何とか景観を保ってほしいものだと言っています。今のところ術がなくて米沢市としては新しい店舗さんの色を抑えてもらおうとか、そういったことしかできないというようなお話を聞いたのですけれども、大型店舗法が変わってからは、これは阻止することができないのかもしれないですけど、他の市などではそういうことに対してどのように対応なさっているのか、事例などがあったら教えていただきたいと思います。

（山畑議長）

はい、今ご指摘いただいたことというのも、街づくりの今後のことを考えていく上で景観という視点からも重要なポイントだと思います。街として重要なものがあるわけでその付近をどうしていくかということですね。その辺りというのは何か情報がございましたらお願いします。

（事務局）

今の小島委員のご発言に対しましては、我々も一般市民として市街地の状況においてはそういった認識があるところです。全国的に見ますと特に京都市ですとか、西側の都市においては市町村単位で景観行政団体という概念で市町村主導で強力に市街地部の景観を保護するために県が敷くような規制よりもより厳しい独自色を出して景観を規制しコントロールしている自治体もあります。

米沢市さんも独立して景観行政団体という団体になっていまして、県とは別途の独自の規制を敷ける形になってはいるのですけれど、経済活動と景観の両立みたいなところで苦慮されながら対応されているのかなというのは想像が付きます。

景観行政団体である市町村ではご当地の状況に応じて規制できるという制度にはなっているのですが、なかなか先ほどの高澤委員のご発言にも繋がると思うのですけど、事業者側として、経済利益を優先するのか街並みを優先するのか、バランスの取り方についてどれぐらい意識されているのかなというのは、我々も知りたいところと思っております。

（山畑議長）

はい。吉野委員どうぞ。

（吉野委員）

ありがとうございます。そうですね、地域資源みたいなところで景観が重要だということとは皆さん多分わかってはいると思うのですけれど、実際その景観に対して、景観維持に対して経済的にお金が落ちてくるようなことってほとんど少なくて、景観を見て、その何でしょう、ファンクラブを作るのももちろんいいのですけど、その場所を保全している活動者の方に対してお金が落ちるような仕組みが作れないかなと常々思っています。

例えば羽黒山などに行くと、トイレのそばに募金の場所があって、「この募金はこの山の保全活動に使われます」みたいなことが設置してあったりとか、お布施じゃないですけど、1000円札入れるとか物理的にお金を入れたり、PayPayでもいいのですけど、支援みたいなことが気軽にできるといいなと思ったりしています。

QRコードで場所のバックグラウンド・背景だったり歴史であつたりというところの情報も大事ですけど、もしそこを保全活動している団体の方がいらっしゃって、活動しているのであれば、その地域の企業の方がその活動に参加するというように物理的にボランティアに参加するということももちろんそうですし、観光客の方ってまたそこに来て、それを手伝うといことは多分非常に難しいと思うので、外から来た人が寄付とかを気軽にできるような仕組み作りというのがされていくと、活動に対しての資金的なバックアップとか、活動が維持しやすい経済的な支援もできるのかなと思ったりしています。

県の事業としてどこまでそれが可能かはわからないのですが、そういった自然の地域資源の中にちゃんと経済的な活動も回っていくような仕組みができると、ファンクラブだけの制度じゃない何か、できないかなと思いました。

（山畑議長）

はい、ありがとうございました。様々な知恵を使ってですかね、景観を維持していくことが負担にならないような仕組み作りというのが大切かと思います。

他に何かございますか。

（本間委員）

年々様々な取り組みをされていて非常に厚みが出てきていて素晴らしいなと思っております。私は全国の観光誌の撮影をすることがあるのですが、例えば「ことりつぶ」とか「マップルマガジン」とかそういった雑誌の撮影をすることがあってその流れで県外の編集者とかライターの方から山形のいいところどこかないかというふうに聞かれることがございます。

そのときにこの景観物語のサイトを紹介差し上げるとすごく喜んでもらい、何ヶ所か実際に取り上げていただいたということもあります。定番のところから少し変わったところというのも色々紹介されていて、すごくいいなと思っておりますので引き続きPRしていただければと思っております。

それから、景観というものを見る際に、どうしても全国的に各県、例えば山があつて海があつて、自然があつて都市があるというように、少し平べったく思えてしまうことがあります。その際より深みを出すときに、「人」例えば「景観を維持する人たち」という「人の紹介」というのはすごくいいなと思っています。

景観を守る上で山形ならではのポイントをもう一つ挙げるとすればやはり「人」ですか「日々の営みと暮らし」というのをよりもう少しセットにして紹介差し上げることで山形の魅力というのを全国に他の県との差別化というのをしてPRできるのではないかなと思っています。ここの「人」の部分、これからより取材とか大変になると思うのですけれども、ぜひご紹介差し上げていただきたいなと思っています。以上です。

（山畑議長）

ありがとうございました。他にございますか。

1点私からですけど、ビューポイントの現地標識について、「耐候性鋼板」いわゆる「コールテン鋼」を使ったものはおそらく数少なく、「鋼板」を使っているものが大半だと思

うのですけども、初期のものが耐久性的にもっているかどうか、劣化したりして視点場を
阻害していないかみたいところが少し気になっています。そのあたりの状況と、もしそ
ういったものを整備することになれば予算も必要だと思っていますがいかがでしょうか？

（事務局）

おっしゃる通り、やはり平成27年度から設置している標識に関しては、劣化が進んでき
ている部分があります。紫外線によってかなり表面の盤面の色が飛んでしまっているよう
な箇所も出てきておりまして、順次見つけたところから補修をしているところです。予算
に関しては年に2ヶ所から3ヶ所程度をメンテナンスするための予算を確保しております。

その他、災害などの被害で今年度、猿羽根山（舟形町）のビューポイントが土砂崩れで
流されてしまったという案件があったりですとか、そういったところは災害復旧の予算を
組み合わせながら補修を実施しております。

（山畑議長）

ありがとうございました。他にございますか、よろしいですか。最後に全体を通して何
かご質問等ございますか。はい、それでは以上をもちまして本日の議事は全て終了いたし
ました。皆様、活発なご意見ありがとうございました。

（事務局）

山畑会長、議事進行ありがとうございました。事務局の進行に戻させていただきます。
全体としまして何かございましたらと思いますが、いかがでしょうか？ よろしいでしょ
うか？ それでは以上をもちまして第5回山形県景観形成審議会を終了いたします。委員の皆
様におかれましては、長時間にわたりご審議ご意見頂戴いたしまして、誠にありがとうご
ざいました。どうもお疲れ様でございました。

（了）

令和7年2月5日

議 長

山畑 信博 

議事録署名人

水戸部 泰子 

議事録署名人

小嶋 淳子 